

第 590 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 4 年 8 月 8 日 (月) 14 時 00 分～15 時 30 分
2. 場 所 大津合同庁舎 7 A 会議室
3. 出 席 委 員 谷口 孝男 久保 加織 浦谷 一孝
木村 常男 佐野 高典 松井 弥惣治
松岡 正富 横江 久吉
4. 事 務 局 職 員 武田事務局長 三枝主任書記 上垣書記 岡部書記
杉江書記
5. 説 明 員 二宮技監 山田課長 酒井参事 三枝副参事 (兼
務)
西森水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 谷口 孝男 印

署名委員 松岡 正富 印

署名委員 浦谷 一孝 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 14時00分

武田事務局長 ただいまから、第590回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます本委員会事務局長 兼 水産課漁政係長の武田でございます。

本日は、光永委員、小川委員がやむを得ない事情のため欠席されています。従いまして、現時刻の御出席委員は8名であり、定員10名の過半数の皆様にご出席いただいております。漁業法第145条第1項の規定により、本委員会は成立していることを御報告いたします。

よろしく申し上げます。

谷口会長 それでは、ただ今から第590回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。本日の議事録署名人は、松岡委員、浦谷委員にお願いしたいと思います。

それでは諮問事項にうつります。

“漁業許可の制限措置および申請期間”について、水産課から説明願います。

(1) 諮問事項

1) 漁業許可の制限措置および申請期間について

水産課説明 三枝副参事

谷口会長 それでは、ただ今の説明に対するご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

佐野委員 滋賀県に住所を有する者という事ですが、定数はないから、水産課としては、申請があれば随時許可を出していくという解釈でよろしいですか。県漁連でも問題になっているのは、県一漁協を目指す中で、組合に所属しなくても許可をする制度だと組合に所属する意味がないと。非組合員で流通面でもたいへん安く魚を売っているという事例が最近多いようです。独禁法の関係もあるのでやむを得ないのか教えてください。

三枝副参事 ありがとうございます。まさに現在はそのような運用で、定数を設けることが出来てございません。第587回の委員会で申し上げた通り、現

在随時に許可している状況ですが、令和8年からは一斉に全ての許可を切り替える方針です。その際には、定数を定め、許可の基準や許可をすべき者の優先順位を定めて許可をしていくというようなことを考えていきたいと思えます。

谷口会長 それでは令和8年にやるという事ですか。

三枝副参事 はい。令和8年に全ての漁業許可が一旦、期限を迎えますので、一斉に切り替えるという方式に切り替えることが出来ると考えています。

谷口会長 まずは優先順位等を考慮しながら、許可していくということですね。

佐野委員 今の説明だと、えびたつべなども定数を設けるのですか。

三枝副参事 今のところ、全ての漁業を定数化するかについては具体的な計画を持ち合わせてございませんが、可能性としては全ての漁業が定数化されることはあります。

佐野委員 定数を定めるということになって、組合に所属しているもの、あるいは水揚げをしているものが優先されるというように理解すればよいですか。

三枝副参事 現行の法律で漁協に所属しているか否かでもって許可をする、しないということが出来る立て付けにはなっていませんが、その許可の行使の状況、例えば年間の操業日数が多い方であるとか、許可を有効に活用されている方に優先順位を与えるという事は可能かと思っています。

谷口会長 他、ございませんか。どうぞ。

横江委員 よし巻漁業がありますね。許可が出ているのは山田だけなんですよ。はっきり言わせてもらえば、よし巻漁業をする場所がないんです。現状では、ヨシはあっても、それが石の上にある関係で、ヨシを巻くことが出来ない。実際、許可をもらったところで何の意味もない。これについては、水産課から廃止してもらえないかな、と考えています。組合でもそのような話が出たのでちょっと考えてほしいと思いました。

三枝副参事 ご意見ありがとうございます。伝統的に山田漁協さんがよし巻漁業を営まれてきたことは我々も聞いております。委員がおっしゃる通り、なかなか

か今、操業できる場所が無いという事ですが、今後、許可期間が令和8年まであります。定数を定める上で寄せられた御意見も参考にしながら、その許可の取扱い、そのものについても検討して参りたいと考えています。

谷口会長 今、操業する現場がないという話ですけど、随時許可という話から、基本的には一般には禁止ですと。禁止された漁を許可するという建て付けですから、現地云々も非常に大事な話だけでも、一方でいわゆる委員会として、水産課がその時にどういう判断をするかはよく分かりませんが、その建て付けの部分は、きちっと考えて整理した上で判断するというこの方が大事と思うんですが。これは私個人の意見ですけども。

三枝副参事 ありがとうございます。寄せられた意見を参考にしっかり考えていきたいと考えています。

谷口会長 それでは、知事から諮問のありました“漁業許可の制限措置および申請期間”につきましては、異議なしとして答申することといたします。

 なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することといたします。

 次に協議事項に移ります。

 “琵琶湖海区漁場計画の樹立方針”について、水産課から説明願います。

(2) 協議事項

1) 琵琶湖海区漁場計画の樹立方針について

水産課説明 三枝副参事

谷口会長 ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

佐野委員 先ほどからの説明の活用漁業権と非活用漁業権の見極めですが、これは誰がするのですか。水産課ですか、委員会ですか。

三枝副参事 国から漁業権切替に関するガイドラインが示されておりまして、今回資料は割愛させていただいておりますが、漁業権の活用状況、漁具の設置状況、また、資源管理の取り組みの状況、こういった様々な視点から活用漁業権のチェックをすることになります。活用漁業権であるか否かの状況については、この海区委員会でもお示しして意見を頂きたいと思っております。

佐野委員 分かりました。

谷口会長 よろしいでしょうか。それでは、ただいま説明のありましたとおり、琵琶湖湖区漁場計画の樹立方針については異議なく同意することといたします。
それでは、報告事項に移ります。“琵琶湖の水産資源対策の状況”について、水産課から説明をお願いします。

(3) 報告事項

1) 琵琶湖の水産資源対策の状況について

水産課説明 酒井参事

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員 特に由々しき問題、このデータというのは、アユにしてもゲンゴロウブナにしても、ニゴロブナにしても、確かにその通りです。水産課は「儲かる漁業」や、「資源管理型漁業」と言ってるけれど、平成元年の漁獲量4,300トン、これは昭和30年代は1万トンあったんですね。それが令和元年には759トンと1,000トンを割っている。ニゴロブナには増えてきたけれど大きなものしかない。モロコは増えたけれど、値が付かないから漁師は獲りにいかない。絵に描いた餅を感じるんですよ。

放流にしてもニゴロブナは天然も増えている。増えている魚種は、いいですよ。環境面かどうかは分かりませんが、ワタカやゲンゴロウは、刺網の邪魔になる。

今はウナギしか儲からないのに放流は2トンから1トン。今、高価で売れる魚種、天然ウナギが人気あるのであれば、なんとか放流量を増やせないのでしょうか。一向に先が見えてこないようでは、とてもじゃないが、資源管理への協力も難しいとなります。現状を見るともう、とても辛抱できるという状況ではありません。儲かる漁業にならない。資料はその通りではあるが、漁業者は愛想つかしてしまう。そのあたりどうですか。

山田課長 今、おっしゃっていただいたように、いかにして儲かるようにしていくか、というところを我々は最大限に考えています。それで今回の資料は、これまで水産課がお示ししてきたデータには無かった情報、実際どれだけの魚がいるのか、それに対してどれくらい資源を利用しているのか、そのあたりを中心に今回、資料を作成しました。その中でやはり資源が悪いものは何とかして資源を取り戻して持続的に利用できるようにしていかななくてはなりま

せんし、一方で、ホンモロコに代表されるような資源が増えているにも関わらず、需要が減ってしまっている、そういったところに課題があるわけですが、そこを改善していくことによって何とか、最大限にですね、琵琶湖の魚を利用していきたいというように思います。流通の課題は本当に我々も考えており、様々な取組も進めているところですので、引き続きしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

もう一つ、種苗放流については、ウナギなどは効果が大きいということでおっしゃっていただきましたが、県としても漁連の放流も2/3で支援しているところです。いずれにしても、獲れる魚の量を劇的に増やすというよりも、資源の状況と販売戦略も考えていけるような仕組みを作っていく、そして我々はしっかりとこういった情報も提供できるようにしていきたいと考えています。

佐野委員 課長はおっしゃるけれども、とくにアユも、平成28年などは産卵多い、期待できると言っておいて、蓋を開けてみれば早期のアユも獲れない。コロナの影響もあるが、業者の発注量も年々激減している。これでは単価上げようにも上げられない。注文量しか、各漁協獲れないんだから。

これから夏シーズン、ホンモロコも増えてるけど、値段が安いから漁師は獲りに行かない。一定してずっと、安値が安定してしまっている。流通改善しても見通しが暗い。ニゴロも大きい。そのあたりは原因究明や施策もやってもらっているが、実効性が出てこない。タイムリーな施策をぜひ行ってほしいです。

山田課長 アユの話、活魚の注文が減っています。我々も昔のように活魚が売れていくような時代に戻って行ってほしいが、需要や消費をいきなりは変えられる状況ではありません。昨年、取り組みましたが、ヒウオに関しても、鮮魚というものを含めて、あるものはしっかりとお金に変えていくという取組を、一丸となって進めていきたい。

ホンモロコについても、そもそもが32トンの漁獲で、そんなには漁獲がない状況でも売れないというのは、やはり需要喚起ということをしっかりやっていかなければいけない。県だけが頑張ってもできませんので、皆さんと一緒にやっていきたいと考えています。

谷口会長 1ページで湖魚の需要の低下となっているが、セタシジミ以外はそれなりに資源があるという意味で見ているが、市場調査というか、加工品の開発というか、そのあたりを市場に聞いてみる、実験してみるなどはどうかと思います。従前の取組のパターンと違う。課長おっしゃったように資源と合わせ

て漁獲を合わせてというのは良いが、とは言いながらセタシジミ以外は資源はあると言えばある。そうすると加工とか商品開発の部分はどうなっているのか。そういう方向にいかないと、なかなか難しいと思いますが。

山田課長 需要と供給の関係を踏まえて議論していかないと、と考えています。県内外の業者さんも資源が非常に悪くなった時期のイメージがまだ頭の中にあります。例えば、ホンモロコ。京都の料亭などには親の世代では使っていたけど、手に入らなくなって自分の代では使っていないなどがあります。情報をしっかり伝えながら、これまで流通が届いていないところにも使ってもらえるような取組を行っています。

谷口会長 主要ターゲットはどこになっているのか。県内のホテル、あるいは県民の食卓に乗せるのか、あるいは京都、大阪の市場開拓をするのか、そういうターゲットを絞った中で、国なんかでもそういう支援メニューがあると思うんですね。ターゲットを見据えた開発とか、やはり、従来と違う発想でやっていかないと。行政がそういう実験でやっていかないと。これまでのパターンを変えていかないと。既存の調査をしながら、次年度以降、組み立ててはどうかと思います。個人的意見としてです。

山田課長 貴重なご意見をありがとうございます。ご意見をふまえ今後の取組を検討してまいります。

谷口会長 その他、意見はありませんか。それでは次の報告事項に移ります。“アユ資源の状況”について水産試験場から説明願います。

2) アユ資源の状況について

水産試験場説明 西森場長

木村委員 ここに載っていないけれど、現在の琵琶湖の水温、表層と低層の水温はどうですか。いつも書いてもらっているけれど。アユの餌がないと成長もしない。餌がない所にアユはいかない。エリも少ないし。みな沖に行くので沖に餌があるのかなとか、そこを調べて報告してほしいです。

西森場長 今日、丁度調査に行っていますが、まだ結果を聞いていません。7月の調査では、水温については平年並み。アユの餌の量については、ミジンコの量は平年並み、ケンミジンコの量は平年以上あるので、今のところ、豊富にあるとみています。

木村委員 水温が上がってきたから餌があるのですか。

西森場長 動物プランクトンの再生産速度は、水温が高い方が活発です。水温は今のところ平年並み。しかし、環境というのはゴロっと変わるので注意深く見ていきたいと思います。

谷口会長 全層循環、その辺が回復しているのですか、場長の視点は？

西森場長 全層循環の問題があつてからは、今津沖の深いところも調べに行っています。7月の時点ではDOは6.4あるので、平均の8よりは若干少ないが、これからある程度、下がっていくものの無酸素になるほどでは無いと考えています。ただ、温暖化していて、そんな年が多いと少し不安ではあります。酸素が低下する水深は、今のところ80~90mですが、その面積は限られています。水中カメラでイサザやホンモロコなども見ているが、酸素が少ない所より、若干浅い所に移動しているように感じています。しかし、温暖化がどんどん進んで貧酸素の範囲が広がっていくと大きな問題となりますので、毎年、注意深く調査していきます。

谷口会長 他にないようでしたら、以上をもちまして、第590回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。